



島根労働局発表  
平成30年12月25日(火)

担当 島根労働局職業安定部職業対策課  
職業対策課長 内田 和久  
障害者雇用担当官 上代 薫  
TEL 0852-20-7022

## 平成30年 島根県内の公的機関等における障害者雇用状況の集計結果

島根労働局（局長 <sup>たむら かずみ</sup>田村 和美）では、平成30年6月1日現在の島根県内の公的機関等における「障害者任免状況」等の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、公的機関等に義務付けられている毎年6月1日現在の障害者の任免状況の通報等を集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

### ○集計結果の主なポイント

#### 1 公的機関等の雇用状況（法定雇用率2.5%、都道府県等の教育委員会は2.4%）

##### ① 実雇用率

県の機関は1.66%となり、対前年比0.21ポイント上昇  
市町村等の機関は2.55%となり、対前年比0.15ポイント上昇  
特殊法人等は1.90%となり、対前年比0.48ポイント減少  
教育委員会は2.49%となり、対前年比0.20ポイント上昇

##### ② 法定雇用率を達成している機関数

県の機関は、1機関（対象機関3機関）  
市町村等の機関は、30機関（対象機関34機関）  
特殊法人等は、1機関（対象機関2機関）  
教育委員会は、2機関（対象機関2機関）

（注）1 未達成の市町村等の2機関は、公表日時点で障害者の雇用不足を解消し、法定雇用率を達成しています。  
2 未達成の市町村等の1機関及び特殊法人等の1機関は、公表日時点で障害者の雇用不足を一部解消しています。

### ○島根労働局・ハローワークの今後の取組み

- 1 法定雇用率未達成機関に対する達成指導を厳正に実施します。
- 2 法定雇用率達成機関に対しても、引き続き雇用率の維持と更なる障害者雇用への取組み強化を求めています。

# 平成30年6月1日現在の島根県内の公的機関等における障害者雇用状況の集計結果

## 1. 公的機関等における雇用状況

法定雇用率2.5%が適用される県、市町村、特殊法人等の機関における実雇用率をみると、県の機関は1.66%、市町村等の機関は2.55%、特殊法人等は1.90%となり、前年との比較では、県の機関は0.21ポイント、市町村等の機関は0.15ポイントそれぞれ上昇し、特殊法人等は0.48ポイント減少した。

また、法定雇用率2.4%が適用される県等の教育委員会における実雇用率は2.49%で、前年との比較では0.20ポイント上昇した。

### (1) 法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体等

【表1】

平成30年6月1日現在

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数 (機関)	⑤達成割合 (%)
県の機関	4,810.5	80.0	1.66	1 / 3	33.3
	(4,766.0)	(69.0)	(1.45)	(1 / 3)	(33.3)
市町村等の機関	8,130.0	207.5	2.55	30 / 34	88.2
	<u>(8,124.5)</u>	(195.0)	<u>(2.40)</u>	(31 / 34)	(91.2)
特殊法人等	2,157.5	41.0	1.90	1 / 2	50.0
	(2,097.0)	(50.0)	(2.38)	(2 / 2)	(100.0)

- (注) 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ( ) 内は、平成29年6月1日現在の障害者の任免状況等の再点検結果の数値である。この内の下線は、公表以降に訂正となったものであり、訂正内容の詳細は、別表参照。

### (2) 法定雇用率2.4%が適用される県等の教育委員会

【表2】

平成30年6月1日現在

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数 (機関)	⑤達成割合 (%)
教育委員会	5,903.0	147.0	2.49	2 / 2	100.0
	(5,959.5)	(136.5)	(2.29)	(2 / 2)	(100.0)

- (注) 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 3 ( ) 内は、平成29年6月1日現在の障害者の任免状況等の再点検結果の数値である。

## (3) 機関別障害者の雇用状況

【表3】

平成30年6月1日現在

法定雇用率	機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④不足数 (人)	備考
県の機関 2.5 %	島根県	3,947.5	67.5	1.71	30.5	特例認定
	島根県病院局	518.5	3.0	0.58	9.0	
	島根県警察本部	344.5	9.5	2.76	0.0	
市町村等の機関 2.5 %	松江市	1,182.0	29.5	2.50	0.0	
	浜田市	621.0	14.0	2.25	1.0 ※	
	出雲市	922.0	18.0	1.95	5.0	
	益田市	366.0	10.0	2.73	0.0	
	大田市	474.5	9.0	1.90	2.0 ※	
	安来市	424.0	11.0	2.59	0.0	
	江津市	295.5	9.0	3.05	0.0	
	雲南市	399.5	9.0	2.25	0.0	
	奥出雲町	220.5	6.0	2.72	0.0	
	飯南町	117.0	4.0	3.42	0.0	
	川本町	62.5	1.0	1.60	0.0	
	美郷町	112.0	3.0	2.68	0.0	
	邑南町	220.0	6.0	2.73	0.0	特例認定
	津和野町	149.5	4.0	2.68	0.0	
	吉賀町	95.0	2.0	2.11	0.0	
	海士町	68.0	1.0	1.47	0.0	
	西ノ島町	77.5	4.0	5.16	0.0	
	隠岐の島町	159.5	4.0	2.51	0.0	
	浜田市教育委員会	167.0	4.0	2.40	0.0	
	出雲市教育委員会	119.0	3.0	2.52	0.0	
	益田市教育委員会	49.0	2.0	4.08	0.0	
	大田市教育委員会	117.0	5.0	4.27	0.0	
	安来市教育委員会	70.5	1.0	1.42	0.0	
	松江市上下水道局	117.5	5.0	4.26	0.0	
	松江市交通局	51.0	2.0	3.92	0.0	
	松江市立病院	410.0	14.0	3.41	0.0	
	出雲市上下水道局	50.0	2.0	4.00	0.0	
	出雲市立総合医療センター	138.0	4.0	2.90	0.0	
	安来市立病院	102.0	2.0	1.96	0.0	
	雲南市立病院	204.5	5.0	2.44	0.0	
	町立奥出雲病院	141.0	4.0	2.84	0.0	
	隠岐広域連合立隠岐病院	129.5	4.0	3.09	0.0	
大田市立病院	185.5	3.0	1.62	1.0 ※		
邑智郡公立病院組合公立邑智病院	112.5	3.0	2.67	0.0		
教育委員会 2.4 %	島根県教育委員会	5,727.0	142.0	2.48	0.0	
	松江市教育委員会	176.0	5.0	2.84	0.0	
特殊法人等 2.5 %	国立大学法人島根大学	1,958.0	36.0	1.84	12.0 ※	
	公立大学法人島根県立大学	199.5	5.0	2.51	0.0	

(注) 1 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

なお、※印における直近の状況は以下のとおり。

※ 浜田市は、平成30年10月1日現在において、障害者の雇用不足を解消している。

※ 大田市は、平成30年11月1日現在において、障害者の雇用不足が1.0人となっている。

※ 大田市立病院は、平成30年12月14日現在において、障害者の雇用不足を解消している。

※ 国立大学法人島根大学は、平成30年12月17日現在において、障害者の雇用不足が1.0人となっている。

2 備考欄に表示のある機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

平成 30 年 10 月 22 日に公表した「島根県の機関、市町村の機関、島根県等の教育委員会及び地方独立法人等における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者任免状況等の再点検結果について」の 4 (1) の表を以下のとおり訂正いたします。

平成 29 年 6 月 1 日時点 島根県内市町村の状況（法定雇用率 2.3%）（訂正後）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計	8,124.5	195.0	2.40	4.0	
松江市	1,127.0	26.0	2.31	0.0	
浜田市	635.0	12.0	1.89	2.0	
出雲市	909.0	21.0	2.31	0.0	
益田市	360.0	9.0	2.50	0.0	
大田市	488.0	12.0	2.46	0.0	
安来市	437.5	11.0	2.51	0.0	
江津市	318.5	9.0	2.83	0.0	
雲南市	392.0	10.0	2.55	0.0	
奥出雲町	220.5	4.0	1.81	1.0	
飯南町	99.0	3.0	3.03	0.0	
川本町	65.0	1.0	1.54	0.0	
美郷町	115.0	3.0	2.61	0.0	
邑南町	219.0	6.0	2.74	0.0	特例認定
津和野町	156.5	4.0	2.56	0.0	
吉賀町	92.0	1.0	1.09	1.0	
海士町	69.0	1.0	1.45	0.0	
西ノ島町	76.0	2.0	2.63	0.0	
隠岐の島町	162.0	4.0	2.47	0.0	
浜田市教育委員会	166.0	4.0	2.41	0.0	
出雲市教育委員会	119.0	4.0	3.36	0.0	
益田市教育委員会	52.0	2.0	3.85	0.0	
大田市教育委員会	123.0	5.0	4.07	0.0	
安来市教育委員会	71.5	1.0	1.40	0.0	
松江市上下水道局	128.0	4.0	3.13	0.0	
松江市交通局	48.0	2.0	4.17	0.0	
松江市立病院	414.0	10.0	2.42	0.0	
出雲市上下水道局	50.0	2.0	4.00	0.0	
出雲市立総合医療センター	135.0	3.0	2.22	0.0	
安来市立病院	102.0	2.0	1.96	0.0	
雲南市立病院	204.0	4.0	1.96	0.0	
町立奥出雲病院	143.0	3.0	2.10	0.0	
隠岐広域連合立隠岐病院	132.5	4.0	3.02	0.0	
大田市立病院	185.5	4.0	2.16	0.0	
邑智郡公立病院組合 公立邑智病院	110.0	2.0	1.82	0.0	

#### 1 訂正の概要

- 市町村等の機関における法定雇用障害者数の算定の対象の基礎となる職員数は、8,233.5人から8,124.5人に減少（▲109.0人）。
- これに伴い、実雇用率は、2.37%から2.40%に上昇（+0.03ポイント）。

#### 2 訂正の理由

表中に下線を付した市町村機関については、特例認定を行っていなかったにもかかわらず、別の機関（職員数が40人未満のため通報義務のない教育委員会等）の職員数を含めて集計していたことによる。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 

一般の民間企業 ……	2. 2% [2. 0%]
（労働者数45.5人 [50人] 以上規模の企業）	
特殊法人等 ……	2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕	
- 国、地方公共団体 …… 2. 5% [2. 3%]  
（労働者数40人 [43.5人] 以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会 …… 2. 4% [2. 2%]  
（労働者数42人 [45.5] 以上規模の機関）

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\begin{aligned}
 & \text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} \\
 & + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数} \\
 \text{障害者雇用率} = & \frac{\hspace{15em}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}
 \end{aligned}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること